

## 上場株式等に係る所得の課税方式の選択について

上場株式等の配当所得等(住民税が配当割額として特別徴収されたもの)、上場株式等の譲渡所得等(住民税が株式等譲渡所得割額として特別徴収されたもの)については、納税通知書(給与所得者に係る特別徴収の税額決定(変更)通知書を含む)が送達される前に市・県民税の申告書を提出することにより、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することができます。

### 選択に関する留意点

- 納税通知書(給与所得者に係る特別徴収の税額決定(変更)通知書を含む)が送達されるまでに市・県民税申告書の提出がない場合は、所得税と住民税で異なる取り扱いとすることはできません。
- 上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。
- 上場株式等の配当所得等は、総合課税・申告分離課税・申告不要を選択できますが、譲渡所得は総合課税を選択できません。
- 同一口座内で上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等の配当等に係る所得がある場合、配当等に係る所得のみを申告不要とすることはできません。
- 住民税上で申告不要を選択した所得に付随する税額控除(配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額など)は適用できません。
- 繰越控除のある方は、所得税と住民税で異なる課税方式を選択される場合、翌年以降の繰越控除額に差異が生じる場合があります。
- 住民税上、総合課税または申告分離課税で申告することを選択した場合、配偶者控除、扶養控除の適用や非課税を判定する際の「合計所得金額」に加算され、国民健康保険税などの社会保険料の算定にも影響を及ぼす場合があります。一度選択した課税方式は変更できませんので、ご自身の責任のもと、総合的に判断したうえでご申告ください。

※詳しくは市ホームページ「株式等の譲渡益や配当に対する税金」をご覧ください。

### 手続きの方法

- 市・県民税申告書に必要事項を記入し、税務課市民税係宛に提出してください。

#### (1) 提出期限

**原則として当該年度の申告期限(3月15日(土日・祝日の場合は翌平日))まで**

※例外として、当該年度の市・県民税の納税通知書(給与所得者に係る特別徴収の税額決定(変更)通知書を含む)が送達される時までに提出された申告書は有効です。

#### (2) 提出書類

- ① 当該年度の市民税・県民税申告書
- ② 当該年分の確定申告書の写し
- ③ ②で申告した特定口座年間取引報告書もしくは配当等の支払通知書の写しなど  
(住民税が天引きされていることがわかる書類)

※特定口座ごとに申告不要又は申告分離課税などを選択する場合は、市民税・県民税申告書には住民税で申告する口座の所得金額、配当割額、株式譲渡所得割額を記載いただき、申告不要とする口座の年間取引報告書の写しの余白に「申告不要」など申告不要を選択していることが分かるようにご記入ください。

- ④ 番号確認書類(マイナンバーカード、通知カード(現在の氏名、住所等が記載されているもの)など)と身元確認書類(運転免許証など)の写し

#### (3) 提出先

〒354-8511 富士見市大字鶴馬 1800 番地の1 富士見市役所税務課市民税係 宛

